

四日市市建築基準法許可審査基準

(建築基準法第44条第1項第2号許可に関する建築審査会包括同意)

令和元年8月26日

四日市市建築審査会承認

第1 趣旨

市長が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第2号の規定に基づく道路内の建築物の許可を行う場合に、下記の許可基準に適合するものについては、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして、許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

第2 許可基準

- (1) 建築物の用途は、次のいずれかに該当するもの。
 - ① 公衆便所、巡査派出所、公共駐輪場の上家
 - ② バス停留所の上家又は待合所、タクシー乗降場の上家
 - ③ 有料道路の料金徴収所
 - ④ 道路管理用資材置場、道路管理用自動車車庫その他道路管理者が管理運営上必要として設置するもの
- (2) 道路管理者、消防署長及び警察署長と協議を行い、支障がないと認められるもの。

第3 建築審査会への報告

市長は、この審査基準により許可したものについては、すみやかに建築審査会にその内容を報告するものとする。

なお、建築審査会の同意の日付は、許可の日とする。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和元年8月26日から施行する。